島根県立美術館ホール 使用の手引き

1. ホールの目的

美術その他の文化芸術に関する知識及び教養の向上を図り、県民文化の振興に寄与するため、主として美術・芸術に関する催事を通して芸術文化を享受する場としての使用を目的としています。

2. 使用料

使用料は前納していただきます（使用日の2週間前まで）。 ただし、国・地方公共団体は後納が可能です。事前に美術館職員までお申し出ください。

（1）ホール使用料

下記料金は諸事情（税制改正等）により変更になる場合があります。
請求金額は美術館が発行する「島根県立美術館ホール使用許可書」でご確認ください。

区分	使用時間	入場料		席数
		徴収しない場合	徴収する場合	
午前	10:00 ～ 12:00	4，400円	8，680円	190席 ※立見不可
午後	13:00 ～ 18:00	10，880円	21，780円	
夜間	18:00 ～ 21:00	8，160円	16，330円	
午前・午後	10:00 ～ 18:00	13，080円	26，180円	
午後・夜間	13:00 ～ 21:00	15，500円	31，000円	
全日	10:00 ～ 21:00	18，430円	36，970円	

・使用時間には搬入、搬出、準備、本番、撤収の時間が含まれます。
・連続した複数日にわたる使用において荷物や機材を保管される場合は、その間の使用料が発生します。

（2）付帯設備及び備品

・付帯設備及び備品の使用料については、使用当日、搬出後に支払いをしてください。
詳しくは3頁「8. 付帯設備及び備品」の項目を参照ください。
・照明、音響、映像上映に関する設備を使用する場合は、別途技術員が必要となり、技術員料がかかります〔33，000円／人（消費税込）〕。
※指定の外部業者に直接依頼、手配、支払いをしていただきます。

（3）使用料の還付

一度納められた使用料は還付できません。ただし、天災及び不慮の事故など、明らかに使用者側に責任がないと認められる理由により使用できなくなった場合には、使用料を全額還付いたします。

3. 使用料の減免

次の項目に該当する催物等については、使用料の減免が適用される場合があります。詳しくは美術館職員までお問い合わせください。

項　　目	減免率
1　県内の幼稚園の園児、小学校の児童、中学校の生徒又はこれらに準ずる者が教育課程に基づく教育活動の一環として日頃の成果発表又は芸術鑑賞の場として使用するもの	7割
2　県内の高等学校の生徒、大学の学生若しくはこれらに準ずる者が文化・芸術活動の場として使用するもの	5割
3　島根県美術館条例施行規則第7条第1項第3号に規定する「障がい者」で県内に住所を有する者が、文化・芸術活動の場として使用するもの	7割

4. 使用を許可しない場合

使用の目的、方法等が次のいずれかの事項に該当する場合は、使用許可をしないものとします。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
(3) 長期間にわたる継続使用により他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
(4) 美術館の施設又は設備を損壊するおそれがあると認められるとき。
(5) 前各号に掲げるもののほか、使用許可申請者が法的または社会的責任を十分に取り得るものでないとき（※注）、作品販売・募金・寄付金募集など営利を目的とするとき、「島根県立美術館ギャラリー・ホール使用申請に係る表明・確約書」（以下「表明確約書」という）を提出しないとき、使用予約申込書・表明確約書等提出書類の記載事項に虚偽が認められるとき、暴力団に準ずる者等反社会的勢力の利益になるおそれがあると認められるとき等、美術館の管理に支障があると認められるとき。
（※注）使用者が未成年者の場合は保護または監督の立場にある成人の方が使用申し込みをしてください。

5. 使用許可の取消し等

使用許可を受けた者（以下「使用者」という）が次のいずれかに該当するとき、その許可を取消し、島根県立美術館条例（以下「美術館条例」という）第13条（使用の許可）第3項の規定により付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずることができるものとします。

(1) 美術館条例又は美術館条例施行規則の規定に違反したとき。
(2) 美術館条例第13条（使用の許可）第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
(3) 偽り、その他不正の手段により許可を受けたとき。
(4) 前各号に掲げるもののほか、島根県立美術館ホール利用案内に規定する遵守事項に違反したとき、使用予約申込書・表明確約書等提出書類の記載事項に虚偽が認められるとき、暴力団その他これに準ずる者等反社会的勢力の利益になるおそれがあると認められるとき等、美術館の管理上特に必要があると認めるとき。

6. 使用予約申込方法

使用希望日の12ケ月前の月の初日から使用希望日の2週間前まで申し込みが可能です。
（例：2021年の12月3日に使用したい場合、2020年12月1日より申し込み可能）
ただし予約受付・内定は、使用希望月の6ヶ月前からとなります。まずは電話でお問い合わせください。

・美術館の主催事業で使用している期間、及び点検等施設管理上使用する必要がある期間については、使用申込を受け付けることができません。
・休館日（火曜日、または火曜日が祝日の場合は、翌日以降の休日でない日）及び年末年始（12/28 ～ 1/4）については使用申込を受け付けることができません。
・連続使用は、6日以内（休館日を除く）です。

【申込及び使用手順】

①使用申込
・使用希望日時、催物内容を美術館職員までお問い合わせください。
館内で協議後、所定の申込書類「島根県立美術館ホール使用申込書」及び「島根県立美術館ギャラリー・ホール使用申請に係る表明・確約書」をお渡しします。上記申込期間内に提出してください。

②予約受付
・使用希望月の6ヶ月前～予約内定次第、「島根県立美術館ホール予約受付通知書」を美術館より発行します。
・使用の2ヶ月前に、使用料を記載した「島根県立美術館ホール使用許可書」を美術館より発行します。

③使用料納入・使用スケジュール表提出
・使用日の2週間前までに使用料を所定の振込み先にお支払いください。また、「島根県立美術館ホール使用当日スケジュール表」を提出してください。
・初めてご利用になる方、ご希望の方は、事前の打ち合わせを行います。

④使用日当日・終了
・搬出終了後、「島根県立美術館ホール使用終了届」を提出してください。
・有料付帯設備及び備品を使用された場合は「島根県立美術館ホール有料備品貸出明細書」を提出のうえ、使用料をお支払いください。

※各提出書類につきましては、美術館所定の様式にご記入ください。

7. 利用者の遵守事項

ホールの使用にあたっては、次の事項を遵守してください。

（1）搬入品の制限

下記に掲げるものはホール内等に搬入できません。
・不快音、高湿、煙霧、悪臭などを発するもの、あるいは腐敗のおそれがあるなど、入館者に著しく不快感をあたえるもの。
・ペット、植物など害虫が付着しているおそれのあるもの。
※生花の持ち込みは固くお断りいたします。お祝いの生花が届けられた場合は、正面入口の風除室に飾らせていただきます。
また、入場者への周知徹底をお願いいたします。
・火気を使用するもの、あるいは人に危害を及ぼすおそれのあるもの。

（2）搬出入等の作業について

・搬出入は指定された時間及び指定された場所を使って行ってください。経路は事前にご確認ください。
※準備にお入りいただける時間は使用時間の30分前からです。
・車を駐車する際は、他のお客様の迷惑にならないよう、美術館一般駐車場を利用してください。
※前庭（ロータリー）への駐車はご遠慮ください。
・音響装置使用、照明の調整は美術館職員の指示に従ってください。
・美術館の施設や設備を汚損、破損等しないように留意してください。
施設内外の建造物、設備、備品その他付帯設備等を破損・紛失された場合は、その損害を賠償していただくことがあります。
・非常口・消化設備等の前に物を置かないでください。
・舞台の釘打ちは禁止です。

（3）広報物について

・催物のポスター、チラシ、案内はがき等広報用印刷物を作成される場合、当館のシンボルマーク及びロゴの使用、美術館電話番号の記載は許可しておりません。
※連絡先は必ず使用者の電話番号を記載してください。
・広報用印刷物に表示する会場名は、「島根県立美術館ホール」としてください。
・広報用印刷物を配布される場合は、上記事項を確認させていただきますので事前に資料として1部ずつ提出してください。
・館内へのポスター事前掲示は、許可しておりません。

（4）その他の遵守事項

・定員190名を超えた人数の入場はできません（立見不可）。
・使用許可を受けていない施設に立ち入らないでください。
・使用者の荷物の預かりや保管は出来ません。使用期間中の荷物の管理については、使用者が責任を持って行ってください。
・ゴミは各自で必ず持ち帰るようにしてください。
・使用の許可を受けた施設内の秩序を保持するために必要な措置を講じてください。
・火災、盗難、人身事故その他の事故の予防に努めてください。
・搬入・搬出及び催物開催中は必ず作業責任者及び受付担当者を会場に常駐させてください。
・ホール使用中は二重構造になっている入口の扉を全て閉じて、外へ音が漏れないようにしてください。
・会場内で喫煙、飲食はできません。
※美術館敷地内は全面禁煙です。
※ホール控室及び館内レストラン前カフェスペースでの飲食は可能です。
・寄付金の募集、物品の販売、その他これに類する行為はできません。
・その他館長が指示する事項を遵守してください。

8. 原状回復の義務

ホールの使用を終了したときは、設備・備品等を原状に復帰してください。
搬出終了後、美術館職員の点検を受け、「島根県立美術館ホール使用終了届」を提出してください。
提出書類は使用当日に美術館職員がお渡しします。

9. 付帯設備及び備品

【有料設備・備品】 下記料金は諸事情(税制改正等)により変更になる場合があります。

備　品　名　称	使用料	使用可能数量
アッパーホリゾンライト★	¥220 / 1列	1
ロアーホリゾンライト★	¥330 / 1列	1
1kwクセノンピンスポット★	¥950 / 1台	1
移動型ステージモニタースピーカー★	¥40 / 1台	1
映像上映設備★	¥28, 750 / 1式	1
ハンド型ワイヤレスマイク☆	¥20 / 1本	5
タイピン型ワイヤレスマイク☆	¥10 / 1台	4

【無料設備・備品】

備　品　名　称	使用可能数量
演台(舞台用)	1
花台(舞台用) ※生花の持ち込み不可	1
椅子(舞台・受付用)	2
机(舞台・受付用)	3
手元ライト(照明)	2
サインスタンド(受付用)	2
湯飲み茶碗(控え室用)	3
電気ポット(控え室用)	1
インカム★	3

★のマークが付いている設備を使用する場合は、別途技術員が必要となり、技術員料がかかります〔33, 000円／人(消費税込)〕。
※指定の外部業者に直接依頼、手配、支払いをしていただきます。
☆のマークが付いているマイクを同時に使用する場合は、最大6本までが可能です。

参 考

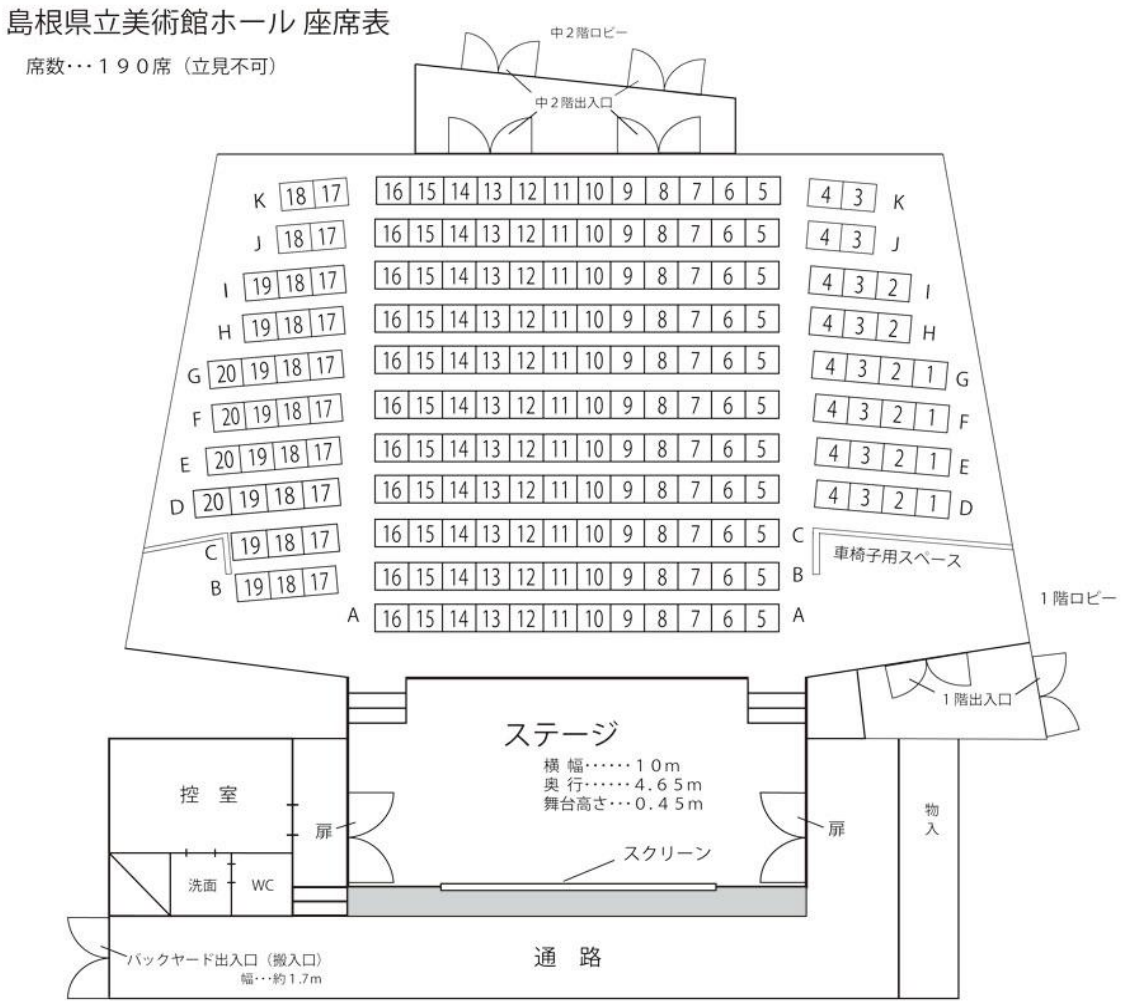

・各座席には折りたたみ式のテーブルが設置されています。
・ステージ上には吊りバトン(2本)が設置されています。
サイズ:幅 約8.7m　高さ 約7m　荷重200kg

※上図の縮尺等は実際の寸法と異なります。
使用申込にあたっては、必ず実際の会場をご確認ください。

島根県立美術館ホール

使用の手引き

島根県立美術館

〒690-0049 島根県松江市袖師町1-5
TEL:0852-55-4700　FAX:0852-55-4714
https://www.shimane-art-museum.jp